

○マテリアルリサイクル推進施設整備基本計画（案）に対する意見の概要と意見に対する考え方

1名 6件

No.	該当箇所	意見等の内容	意見に対する考え方
1	P 14 第 3 章 第 5 節 処理対象品目 の資源化条件	自分たちが分別したゴミがどのように有効に活用されるのかイメージをもてるようにしてほしい。	新リサイクル施設は、ごみ処理やリサイクルについての啓発機能を有する施設とすることとしています。 分別ごみの有効活用についても、啓発機能の取組の中で検討してまいります。
2	P 14 第 3 章 第 5 節 処理対象品目 の資源化条件	処理対象ごみ変更に関わる回収方法、高齢者への配慮等、ルール化へ向けた動きについても知りたい。	新施設稼働時における分別区分ごとの回収方法については、今後、決まり次第周知してまいります。
3	P 37 第 3 章 第 6 節 9 (仮称) 危険・有害ごみの処理	危険・有害ごみがどのように処理されるのかその流れについても教えてほしい。	危険・有害ごみの処理の流れについては、計画（案）37 ページの「第 6 章 基本フロー、9（仮称）危険・有害ごみの処理」に記載のとおりです。
4	P 30～32 第 5 章 環境保全計画	施設の対策の提案だけでなく地域環境安全対策、検査項目などについても提示してほしい。	新リサイクル施設の環境保全に関する自主基準は、環境影響評価の予測結果を踏まえて対応を検討いたします。
5	P 30～32 第 5 章 環境保全計画	現在問題にされている P F A S 汚染に関する検査も加えてほしい。	新リサイクル施設及び同一敷地内に建設を計画しているエネルギー回収型一般廃棄物処理施設では、ごみ処理により発生する排水（プラント排水）は、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設の排水処理設備で処理し、焼却炉内の冷却などで再利用を行い放流しない計画としていますことから、水質調査は現時点では予定しておりません。P F A S については、引き続き全国的な動向を注視してまいります。
6	その他	全国の先進リサイクル施設から学んでよりよい施設を作ってほしい。	本計画案においては、分別区分をはじめ他自治体の状況などを参考にしながら比較検討してまいりました。 今後とも、よりよい施設となるよう整備計画を進めてまいります。

※ 意見については、マテリアルリサイクル推進施設整備基本計画（案）に関するご意見のみ掲載しております。また意見等の内容は項目ごとに要約しておりますのでご了承ください。